

富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例(素案)検討シート
(20220521改訂版)について

これまでの検討内容を踏まえて条例案を作成しました。

6月に実施予定のパブリックコメントには、本案を提示する予定にしています。

1、事務局にて検討、加筆・変更(備考◎)した主な部分は以下のとおりです

○加筆・変更部分に下線、削除部分は取消線を引いています

○条例の名称を追加

○前文を追加

数値などを盛り込まず、内容が劣化しないように配慮しています。

○第3条「地域」を「環境」に変更。

認知症の人やその家族はこれまでの生活が変化している。住み慣れた地域で暮らすためには、地域が暮らすことができる状態(環境)にならなければならない。

第5条及び第8条に「よい環境」を追加

○「暮らし続ける」を「暮らすことができる」に変更

第3条1-(2)、第5条2、第8条1

暮らすところは、認知症の人やその家族の意志で選択されるべきであり、住み続けなければならないものではない。